

## 大野市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大野市（以下「発注者」という。）が発注する建設工事を請け負う中小・中堅元請建設業者（以下「受注者」という。）が、地域建設業経営強化融資制度（「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年国総建第197号・国総建第154号））（以下「本制度」という。）を利用する場合における、大野市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(債権を譲渡することができる者)

第2条 債権を譲渡することができる者（以下「債権譲渡人」という。）は、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数1,500人以下の受注者とする。

(債権を譲り受けることができる者)

第3条 債権を譲り受けることができる者（以下「債権譲受人」という。）は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(債権譲渡の対象工事)

第4条 債権譲渡の対象となる工事は、発注者が発注する建設工事のうち、次の工事を除く工事とする。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (2) 次の各号を除く債務負担行為及び歳出予算の繰越し等による工期が複数年度にわたる工事
  - ア 債務負担行為の最終年度に係る工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
  - イ 前年度から繰り越された工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
  - ウ 債務負担行為又は繰り越し工事であって、債権譲渡の承諾時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、工期の残りが1年未満の工事
- (3) 発注者が役務的保証を必要とする工事
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事

(5) 受注者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡を承諾するに当って市長が不適当と認める特別の事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

第5条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、約款第31条第2項に規定する検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金又は当該工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、約款第49条第1項に規定する出来形部分の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 当該工事請負契約の契約変更により工事請負代金債権の額に増減が生じた場合には、前項の工事請負代金債権の額は、変更後の工事請負代金債権の額とする。

3 前項の場合において、債権譲渡契約証書に記載された請負代金額及び債権譲渡額は、変更後のものとする。

4 第2項の場合において、債権譲渡人は債権譲受人に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知させるものとする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第6条 債権譲渡の承諾は、第4条に規定する工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

2 前項の規定による承諾に当っての工事の出来高の確認については、月別の工事進捗率を記した工事履行報告書(様式第1号)の受領をもって足りるものとする。

(承諾権限)

第7条 受注者は債権譲渡を行おうとするときは、約款第5条第1項ただし書に規定する発注者の承諾を得るものとする。

(債権譲渡の承諾の申請書類)

第8条 発注者は、債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、次に掲げる書類を受注者から提出させるものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第2号) 1通

(2) 受注者と債権譲渡先との間で締結した債権譲渡契約証書の写し 1通

(3) 工事履行報告書(様式第1号) 1通

(4) 発行日から3ヶ月以内の受注者及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通

(5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

(債権譲渡の承諾の手続)

第9条 契約担当者は、前条の規定により提出のあった申請書類について、債権譲渡にか

かる承諾の手續を行うものとする。

- 2 契約担当者は、債権譲渡整理簿（様式第3号）により債権譲渡の申請及び承諾状況の管理を行うものとする。
- 3 発注者は、債権譲渡を承諾した場合、債権譲渡承諾書（様式第4号）を債権譲渡人及び債権譲受人に交付するものとする。

（債権譲渡の不承諾）

第10条 発注者は、債権譲渡の申請に係る工事が第4条に規定する工事に該当しない場合又は第8条に規定する提出書類の確認により承諾を行うことが不適当と認められる場合には、承諾しないものとする。

- 2 前項の場合において、発注者は、速やかに承諾しない旨及びその理由を付した債権譲渡不承諾通知書（様式第5号）を債権譲渡人及び債権譲受人に交付するものとする。

（申請書類の確認に際して留意すべき事項）

第11条 契約担当者は、債権譲渡承諾依頼書（様式第2号）に記載されている譲渡対象債権の金額が、工事請負契約に基づき受注者が請求できる債権金額と一致していることを確認するものとする。

- 2 契約担当者は、債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合するものとする。
- 3 受注者及び債権譲受人が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼を行う場合においては、申請書類は個別に提出させるものとする。ただし、申請書類の提出を受けた日から起算して3箇月以内に発行された印鑑証明書が既に発注者に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとする。

（債権譲渡の対抗要件）

第12条 債権譲渡が、受注者の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、発注者の有効な日付がある承諾を得ることで第三者に対抗できるものとする。

（支払計画等の提出）

第13条 債権譲渡人は、債権譲受人から融資を受ける際に、融資申請時までの債権譲渡の承諾を受けようとする工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を記載した支払状況・支払計画書を債権譲受人に提出し、債権譲受人において確認するものとする。

- 2 保証事業会社は債権譲受人から、前項に規定する支払状況・支払計画書の写しを受けて確認するものとする。

（保証事業会社による金融保証の保証範囲）

第14条 本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とするものとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲受人から債権譲渡人への融資額を控除した金額の範囲内とする。

(融資時の出来高確認)

第15条 融資時の譲渡債権の担保価値の査定は、債権譲受人が行うものとする。

(融資実行の報告)

第16条 債権譲渡人及び債権譲受人は、発注者による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合には、速やかに発注者に、融資実行報告書(様式第6号)を提出するものとする。

2 債権譲渡人は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、第14条に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに発注者に、公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。

3 融資実行報告書(様式第6号)を受理した場合は、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更する手続をとる。

(債権譲渡後の中間前払金等の取扱い)

第17条 債権譲渡を承諾した後は、当該承諾に係る工事について債権譲渡人及び債権譲受人は約款第34条第3項に規定する中間前払金及び約款第37条に規定する部分払の請求はできないものとする。ただし、第4条第2号(ウ)で定める工事に係る各会計年度末における工事を除く。また、第4条第2号(ウ)で定める工事のうち債務負担行為に係るものについては、約款第40条第1項による読替後の約款第34条第1項に規定する前払金についても請求できないものとする。

(債権譲渡先の債権金額の請求)

第18条 債権譲受人は、確定した債権金額の請求に当っては、次に掲げる書類を発注者に提出するものとする。ただし、発注者による検査に合格し、引渡しを行った場合のみ、債権金額の請求ができるものとする。

(1) 工事請負代金請求書(様式第7号)

(2) 発行日から3箇月以内の債権譲渡先の印鑑証明書 ただし、書類の提出を受けた日から起算して3箇月以内に発行された印鑑証明書が既に市に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとする

(工事請負代金の請求書類等の確認に際し留意すべき事項)

第19条 契約担当者は、第18条第1号に規定する工事請負代金請求書の提出があったときは、当該工事請負代金請求書に記載されている請求金額が、第5条に規定する債権譲渡の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において記載されている債権金額と一致していることを確認するものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に債権譲渡の承諾をする事案から適用する。

様式第1号 (第6条関係)

工事履行報告書

|       |                      |        |    |
|-------|----------------------|--------|----|
| 工事名   |                      |        |    |
| 工期    |                      |        |    |
| 日付    |                      |        |    |
| 月別    | 予定工程 %<br>( ) は工程変更後 | 実施工程 % | 備考 |
|       |                      |        |    |
|       |                      |        |    |
|       |                      |        |    |
|       |                      |        |    |
|       |                      |        |    |
|       |                      |        |    |
|       |                      |        |    |
|       |                      |        |    |
|       |                      |        |    |
|       |                      |        |    |
|       |                      |        |    |
|       |                      |        |    |
| (記載欄) |                      |        |    |

住所  
受注者  
氏名



様式第2号（第8条関係）

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

大野市長 殿

|            |    |    |
|------------|----|----|
| 受注者（債権譲渡人） | 住所 |    |
|            | 氏名 | 実印 |
| （債権譲受人）    | 住所 |    |
|            | 氏名 | 実印 |

受注者（債権譲渡人）が発注者に対して有する契約書〔発注者と受注者との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書〕に基づく下記の工事請負代金債権を、  
（以下、債権譲受人という。）に譲渡することにつき、大野市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

債権譲受人においては、本譲渡債権を担保として、受注者（債権譲渡人）に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証にかかる求償債権を担保するものとします。

なお、約款第44条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら受注者（債権譲渡人）に留保されることを申し添えます。

記

1. 工 事 名
2. 工 事 場 所
3. 契約締結日 年 月 日
4. 工 期 自 年 月 日  
至 年 月 日
5. (1) 請負代金額 金 円  
(ただし、契約変更により増減が生じた場合は、変更後の額による)  
- (2) 前払金額 金 円  
- (3) 中間前払金額  
及び部分払金額 金 円  
(4) 債権譲渡額 金 円 ( 年 月 日現在見込額)  
(ただし、契約変更により増減が生じた場合は、変更後の額による)

様式第3号 (第9条関係)

債権譲渡整理簿

| 承諾<br>番号 | 申請<br>年月日 | 承諾<br>年月日 | 工事名 | 請負者 | 請負額 | 債権譲受人 | 備考 |
|----------|-----------|-----------|-----|-----|-----|-------|----|
|          |           |           |     |     |     |       |    |
|          |           |           |     |     |     |       |    |
|          |           |           |     |     |     |       |    |
|          |           |           |     |     |     |       |    |
|          |           |           |     |     |     |       |    |
|          |           |           |     |     |     |       |    |
|          |           |           |     |     |     |       |    |
|          |           |           |     |     |     |       |    |
|          |           |           |     |     |     |       |    |
|          |           |           |     |     |     |       |    |
|          |           |           |     |     |     |       |    |
|          |           |           |     |     |     |       |    |
|          |           |           |     |     |     |       |    |
|          |           |           |     |     |     |       |    |
|          |           |           |     |     |     |       |    |

所属 部 課

様式第4号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

（債権譲渡人） 殿  
（債権譲受人） 殿

大野市長 ㊦

#### 債権譲渡承諾書

上記につき、公共工事にかかる工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって債権譲受人に対抗できる旨及び下記事項について不服を留めて、大野市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって約款第44条に基づく受注者（債権譲渡人）の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

#### 記

1. 工 事 名
2. 工 事 場 所
3. 契約締結日 年 月 日
4. 譲渡される受注者（債権譲渡人）の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完了した場合においては、約款第31条第2項に規定する検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金又は当該工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、約款第49条第1項に規定する出来形部分の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合は、債権譲渡承諾依頼書4.（1）及び（4）の金額は変更後の金額とする。
5. 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書を提出すること。
6. 当該譲渡債権は、債権譲受人の債権譲渡人に対する当該工事にかかる貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して債権譲渡人に対して有する金融保証にかかる求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。
7. 債権譲渡人及び債権譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
8. 保証事業会社が有する金融保証にかかる求償債権の担保に関しては、債権譲受人が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。



様式第5号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

（債権譲渡人） 殿  
（債権譲受人） 殿

大野市長 ㊟

債権譲渡不承諾通知書

年 月 日に提出された下記1記載の工事にかかる債権譲渡承諾依頼については、下記2記載の理由により承諾できません。

記

- 1 （1）工 事 名
- （2）工 事 場 所
- （3）契約締結日

年 月 日

- 2 承諾しない理由

様式第6号（第16条関係）

融資実行報告書

年 月 日

大野市長 殿

|       |    |    |
|-------|----|----|
| 債権譲渡人 | 住所 |    |
| 借入人   | 氏名 | 実印 |
| 債権譲受人 | 住所 |    |
| 貸付人   | 氏名 | 実印 |

債権譲渡人が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、債権譲渡人と債権譲受人との間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき債権譲受人は債権譲渡人に対して、金銭を貸し渡し、債権譲渡人はこれを借り受けて受け取りましたので、債権譲渡人と債権譲受人とが連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は債権譲受人の下記振込口座にお振込下さい。

なお、本件融資に際し、債権譲渡人は債権譲受人に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、債権譲受人はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

1. 工事名
2. 工事場所
3. 工期 自 年 月 日  
至 年 月 日
4. (1) 請負代金額 金 円  
(ただし、契約変更により増減が生じた場合は、変更後の額による)  
- (2) 前払金額 金 円  
- (3) 中間前払金額  
及び部分払金額 金 円  
(4) 債権譲渡額 金 円 ( 年 月 日現在見込み額)  
(ただし、契約変更により増減が生じた場合は、変更後の額による)

[振込口座]

1. 振込希望金融機関名
2. 預金の種別、口座番号
3. 口座名義 (ふりがな)

様式第7号（第18条関係）

工事請負代金請求書

年 月 日

大野市長 殿

債権譲受人

住所

氏名

実印

債権譲渡承諾書（ 年 月 日付け 第 号）にかかる工事請負代金債権について、下記のとおり請求します。

記

1. 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円 ただし、 工事の代金

(内訳)

- |                             |         |
|-----------------------------|---------|
| (1) 請負代金額                   | ¥ _____ |
| (2) 前払金受領済額                 | ¥ _____ |
| (3) 中間前払金受領済額<br>及び部分払金受領済額 | ¥ _____ |
| (4) 履行遅滞の場合における損害金等         | ¥ _____ |
| (5) 今回請求額                   | ¥ _____ |

2. 支払口座等

(1) 振込希望金融機関名

(2) 預金の種別、口座番号

(3) 口座名義  
(ふりがな)

(4) 請求者の連絡先  
住所  
電話